

京都府立医科大学学長選考会議規程

平成22年 8月 5日
学長選考会議決定第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、京都府公立大学法人定款(以下「定款」という。)第11条第2項の規定に基づき、京都府立医科大学学長を選考するためにおかれる学長選考会議(以下「選考会議」という。)に関して必要なことを定める。

(組織)

第2条 選考会議は、次に掲げる者を委員として構成する。

- (1) 定款第18条第1項に規定する経営審議会を構成する者(理事長及び副理事長を除く。)のうちから経営審議会において選出された者 3人
- (2) 定款第21条第1項に規定する教育研究評議会を構成する者(京都府立医科大学学長を除く。)のうちから当該教育研究評議会において選出された者 3人

2 前項第1号により選出された者には、定款18条第2項第4号の規定により任命された者を含むものとする。

3 選考会議の委員は、学長候補者となった場合は、委員を辞任するものとし、当該委員を選出した経営審議会又は教育研究評議会があらかじめ指名した補欠の委員をもって補充するものとする。

(任期)

第3条 委員の任期は、経営審議会又は教育研究評議会の委員としての任期と同一とする。

2 委員は、再任されることができる。

(議長)

第4条 選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 議長は選考会議を主宰する。

(審議事項)

第5条 選考会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 学長の選考に関すること
- (2) 学長の任期に関すること
- (3) 学長の業績評価に関すること
- (4) 学長の解任に関すること
- (5) その他選考会議の運営に関し必要な事項

(定足数)

第6条 選考会議は、委員の3分の2以上が出席しなければ、開くことができない。

(議決要件)

第7条 選考会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第8条 選考会議の庶務は、大学事務局総務課において処理する。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、選考会議に関し必要な事項は、選考会議が定める。

附 則

この規程は、発布の日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年11月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年12月20日から施行する。